

## 坂祝町町制施行50周年記念事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、坂祝町町制施行50周年記念事業基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、住民団体、その他の団体（以下「団体等」という。）が自主的に企画し、実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、団体による町制施行50周年を記念する事業（以下「記念事業」という。）の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体等（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に該当する団体等とする。

(1) 町内に活動拠点、代表者（満20歳以上の者に限る。）の住所がある団体若しくは、町内に事務所又は事業所を有する法人

(2) 会則、規約等を定めていること

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が自主的に企画し、実施する事業で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

(1) 基本方針の趣旨に沿う事業。ただし、従前から実施している事業については、町制施行50周年を記念するために拡充した場合に限る。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に実施する事業

(3) 町内で実施され、かつ参加者を限定しない事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 法令又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する事業

(3) 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれのある事業

(4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者の統制下にある事業

(5) 記念事業の品位を害し、又は正しい理解を妨げる事業

(6) 町が実施する他の制度による補助の対象となる事業

(7) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体の補助事業又は委託事業

(8) その他町長が適当でないと認める事業

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、一の補助対象事業につき10万円を限度とする。

(補助対象事業の募集)

第6条 補助対象事業は、町長が期間を定めて募集する。

2 前項の募集は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町広報紙に掲載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (3) その他町長が適当と認める方法

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等は、町制施行50周年記念事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) 団体等構成員名簿
- (4) 団体の概要がわかる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1団体につき1回限りとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、補助金の交付の可否を決定し、町制施行50周年記念事業補助金交付可否決定通知書(様式第2号)により当該申請をした団体等に通知する。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金を交付する旨の通知を受けた団体(以下「補助決定団体」という。)は、補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、町制施行50周年記念事業変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助決定団体は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、町制施行50周年記念事業中止(廃止)届出書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定団体は、補助対象事業の完了後、町制施行50周年記念事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、これを町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 事業収支計算書
- (3) 事業実施に係る記録写真、資料等
- (4) 事業に要した経費に係る領収書等の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了した日の翌日から起算して30日以内の日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、町制施行50周年記念事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助決定団体に通知するものとする。

(概算払)

第12条 町長は、補助対象事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の交付)

第13条 第11条の規定による通知を受けた補助決定団体及び前条の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする補助決定団体は、町制施行50周年記念事業補助金交付(概算払)請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、事業収支決算書を添付しなければならない。ただし、概算払により補助金の交付を受ける場合は、この限りでない。

3 町長は、第1項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。第11条に規定する補助金の額の確定があった後においても同様とする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この告示に基づく命令に違反したとき。

(5) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、第11条の規定により補助決定団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(記録の保存)

第15条 補助決定団体は、補助金の交付に関する書類を当該交付のあった日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

(報告等)

第16条 町長は、必要があると認めるときは、補助決定団体に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出を命ずることがある。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認した冠事業に係るこの要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

| 費 目      | 内 容   |
|----------|---|
| 報償費      | 講師、専門家、出演者等への報償及び謝礼                         |
| 旅費・交通費   | 講師、出演者等が補助事業に出席するために要した交通費、宿泊費等の実費相当額       |
| 消耗品費     | 補助対象事業に必要な消耗品の購入に要した費用                      |
| 燃料費      | 補助対象事業の実施に必要とする燃料代                          |
| 印刷製本費    | 補助対象事業に必要なチラシ、ポスター等の印刷に要した費用                |
| 通信運搬費    | 補助対象事業に係る通知、資材等の送付に要する費用                    |
| 保険料      | 補助対象事業の実施に必要とするイベント保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。） |
| 使用料及び賃借料 | 補助対象事業において利用する施設の使用料、機械器具借上料等               |
| その他の経費   | その他補助対象事業に必要な経費で、町長が必要かつ適切であると認める経費         |

備考

この表の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- （1）補助対象団体の経常的活動の運営に要する経費
- （2）補助対象団体の構成員に支払われる報酬及び謝金
- （3）領収書等により、補助対象団体が支払ったことが明確に確認することができない経費
- （4）補助対象事業に直接関係のない経費その他町長が社会通念上適切でないと認める経費